平成28年9月 第18回定例会質問

平成28年 9月14日 (水)

1. 新電力の活用について

2. 旧耐震基準の市有建築物(公共施設)について

3. 付属機関の委員の人選及び任期について

平成28年9月第18回定例会 原稿 9月14日(水)

維新の会の久保高章でございます。第 18 回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。

先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間ご清聴の程、宜しくお願い申し 上げます。

今回は、3項目質問させて頂きます。

先ずは、PPS 活用による電気の契約と電気料金削減額についてお伺い致します。今年 3 月の総括質疑において平成 27 年度予算の電気料金総額は 20 億 7000 万円でした。そして、平成 28 年度予算は 20 億 6,351 万円でその差額 649 万円と全く電気を統括する課が機能していないことについてお伺いいたしました。その結果、PPS を活用出来ていない高圧、低圧施設ともに、これから料金体系や電力負荷がかかる時間帯などの使用実態の把握に着手し 9 月頃には実態把握を完了させるとご答弁いただきました。

ここでお伺いいたします。現在、PPS活用に向けての進捗状況はどのようになっているのか具体的にお答え下さい。

次に、旧耐震基準の市有建築物 100 ㎡超え(以下、公共施設) についてお伺いいたします。

平成 27 年度をもってようやく小中学校の耐震化が終了致しました。しかし、現在、学校施設を除く本市の公共施設数 171、面積は 570,000 ㎡の内なんと施設数 137、面積で458,000 ㎡が未耐震です。施設数での割合は 80.11%、面積においては 80.35%と考えられない数字となっています。今年度中に公共施設マネジメントの具体案を出されようとしていますが、先月 23 日の神戸新聞において、国土交通省は、住宅の耐震改修に対する補助金を 30 万円上乗せする方針を固めました。熊本地震では耐震化が不十分な住宅の多くが倒壊。全国的な住宅の耐震化率は 2013 年で 82%と推計されており、政府目標の 2020 年の 95%達成に向け、支援を追加し改修を急ぐ必要があると判断しました。

ここでお伺いいたします。全国的な一般住宅の耐震化率が82%でなおかつ2020年までに95%の達成を目指す中、本市の新旧耐震基準の公共施設の耐震化率は62%です。しかし、学校施設を除く旧耐震施設171においての耐震化率は19.88%です。この数字をどのようにお考えでしょうか。お答え下さい。

次に、附属機関に関して 6 月の第 16 回定例会においてご答弁頂いたその後についてお伺いたします。

指針では原則として附属機関の委員に 10 年を超えて継続任命しないとしている中で、10 年を超えてご就任頂いている方もいらっしゃいます。また、ひとりの者が同時に就任できる附属機関の数は、特段の事情がある場合におきましても 4 機関を上限としておりますが、それを超えて就任していただいている委員もおられます。今後、就任の年数や就任の数に対しては指針の内容を踏まえて行っていくよう調整、周知を図ってまいります。とご答弁いただきました。

ここでお伺いいたします。その後、どのような調整、周知が行われたのでしょうか。お答え下さい。 以上で、1 問目の質問を終了致します。

一問一答

1.ここでお伺いいたします。現在、PPS活用に向けての進捗状況はどのようになっているのか具体的にお答え下さい。

使用実態の把握は完了されたということで安心いたしました。

1-①3 月時点で PPS を活用できていない高圧施設 22 施設の内 10 施設については、10 月より PPS を活用する見込みとお聞きしましたが見込みは達成できそうでしょうか。 又、高圧施設の残り 12 施設はなぜ 10 月までに PPS を活用できないのでしょうか。 お答え下さい。

1-(2)

22 施設は活用できたということで非常に良かったと思います。

1-③では、平成 28 年度の電気料金予算額 20 億 6,000 万円の内、高圧電力総額と PPS 活用額、また低圧電力総額と PPS 活用額をお答え下さい。

高圧で約15億円でほぼ100%活用ですが、低圧で約5億円で全く活用されていない状況です。

- 1-④では、現在結果的に 28 年度の電気料金の不要額(削減額) は約いくらになる試算を されているのでしょうか。又、これは 27 年度当初予算と比較していくら削減できる のでしょうか。お答え下さい。
- 1-⑤現状の削減額をお聞きしましたが、今後低圧部分約5億円の電気料金の活用をいつまで

に行っていく予定をされていますか。お答え下さい。

低圧部分の活用をもって本市全ての電力の PPS 活用の目処が立つということですので 宜しくお願い致します。

1-⑥最後に、現在 PPS 事業者は数百社あります。しかし、本市の電気調達可能業者は7社

となっていますがその契約可能業者の要件を分かりやすくお答え下さい。

⑥-1 その条件に合う電気事業者は今後増加しメニューも増え、又、コストも下がると お考えでしょうか。

いずれにしても情報収集を常に行って頂き電気料金削減に最善を尽くして頂ければと思います。

2.次に、旧耐震基準の公共施設についてお伺いいたします。

ここでお伺いいたします。全国的な一般住宅の耐震化率が82%でなおかつ2020年までに95%の達成を目指す中、本市の公共施設の耐震化率は19.88%です。この数字をどのようにお考えでしょうか。お答え下さい。

2-①阪神淡路大震災から 21 年が経過する中、平成 7 年以降公共施設の耐震化についてはどのような考えにより現在に至るのかお答え下さい。

学校の耐震化においても全国的にも非常に遅く、震災を経験した上での危機管理を問われるように思います。

2-②では、本市一般住宅の耐震化率は何%でしょうか。

89%

- 2-③市民の住宅は89%の耐震化率でありながら新旧耐震基準の公共施設の耐震化率は62%、しかし、学校施設を除く旧耐震施設の耐震化率は19.88%です。近い将来南海トラフ巨大地震の発生が予測され、今年4月には熊本において気象庁震度階級では最も大きい震度7を観測し、震度6強が2回、震度6弱が3回発生しています。このような巨大地震がいつ発生するかわからない中、防災が重要と言っておられる政策と真逆のこの旧耐震施設の19.88%の耐震化率の数字をどのように説明されますか。お答え下さい。
- 2-④今回、机上に配布させて頂いている表は、本市を除く 46 中核市に照会をかけ回答が届いた内、本市と同条件となる学校施設を除く旧耐震基準の公共施設の耐震済と未耐震を表している表です。この表を作成しながらこの数字を見て愕然と致しました。もう1部は本市の未耐震の 137 施設の現状を表した表です。ただ、この表の作成においても現在公共施設マネジメントを行っているにも関わらず1ヶ月程かかりました。各自

治体において何を政策の優先順位の上位に上げるのか、の違いを顕著に表していると思います。本来私は、市民の生命が優先順位の1番であると考えます。この中核市の一覧を見てどのように感じられるのか。また、市民の生命の優先順位はどのようにお考えか。お答え下さい。

- ④-1市民の生命の優先順位が高いと言われながら実態の政策は伴っていない原因と考え 方を市長お答え頂けますでしょうか。
- 2-⑤熊本地震において 1981 年以降の新耐震基準の木造住宅の倒壊率とそれ以前の旧耐震 の住宅の倒壊率はご存知でしょうか。お答え下さい。

新耐震 7.7% 旧耐震 32.1% (神戸新聞) 23 日

2-⑥今、答弁頂いたように 4 倍以上の倒壊率となっていると言うことは仮にこの数字を当てはめれば木造、RC、鉄骨により違うとしても本市の公共施設の旧耐震の 80.12%の内 32.1%が倒壊するとすれば学校施設を除く本市旧耐震の公共施設全体の約 26%が倒壊の恐れがあると思われます。

ここでお伺いいたします。この場合、すなわち未耐震とわかっている市立の公共施設 において仮に倒壊し市民の方が亡くなられた場合誰が責任を負うことになるのでしょ うか。お答え下さい。

市が責任を負うという事です。

2-⑦これは、国家賠償責任を問われるという事でよろしいでしょうか。その場合、新耐震 基準と旧耐震基準の倒壊した場合の過失割合等も含めどのような賠償を問われるとお 考えでしょうか。お答え下さい。

過失割合 100%は全額市が負担 0%は負担ゼロ 莫大な金額を請求されることになると思います。

今更、過去の政策対応を悔やんでみても仕方ないないと思いますが、この過去の政 策の誤った部分を教訓に今後に活かして頂きたいと思います。

2-®では、今後早急に行うべきことを考えたいと思いますが市民の方はこの施設は耐震済み、或いは未耐震であることを理解して利用されているのでしょうか。お答え下さい。

理解していない。それでいいのでしょうか。倒壊したとき教えてくれていれば、とはならないのでしょうか。

- 2-⑨これはやはり、耐震済み、未耐震を施設前に掲示する。あるいは皆さんに何らかの形で知らす必要があると考えます。そうしなければ市民を欺いていると思いますがいかがお考えでしょうか。お答え下さい。
- 2-⑩未耐震の施設は市民に公開し、その施設の耐震化の有無を施設前に掲示していただき たいと思います。如何でしょうか。

早急に耐震化の有無を市民に公開し、周知して頂くように宜しくお願い致します。

3.次に、付属機関の委員の人選及び任期についてお伺い致します。

ここでお伺いいたします。その後、どのような調整、周知が行われたのでしょうか。お答え下さい。

3-①確認ですが、現状のままで良いとは考えていないということでいいのでしょうか。指針は守るべきだとお考えでしょうか。お答え下さい。

現状では良いと思っていない。指針は基本守るべきという事ですが、

3-②私も101の機関全てにこの指針がそぐわないことは理解できます。例えば、公害問題や介護保健などだと思いますが、101の期間の内任期においての指針にそぐわない機関のカテゴリーと機関数並びに現在の指針から逸脱している機関との関係はどのようになっているでしょうか。お答え下さい。

今回、指針の任期年数でお聞きしましたが、在籍機関数も入れると非常に複雑で把握されていないようです。又、相関性もよく分からないようです。

3-③指針とは、具体的計画策定や対策の実施などの行政目的を達成しようとする場合のより どころを示すものですから、本来なら先ほどのそぐわない機関には特例を設けた上で の条例、或いは規則で定めるべきだと考えますがいかがでしょうか。

- 3-④では、現状のままでは良くないとお考えの中で、法律で定めることはできなということですが、平成 12 年に指針が通知され 16 年間全く改善されていません。今後、何年かかっても改善されるとは思い難いのですが。いつまでにどのように改善されるおつもりなのでしょうか。お答え下さい。
 - ④-1 指針に則って各機関の委員の任命を行ってもらいたいとは思っているが条例や規則で縛ることは行わない。という事は、別にどちらでもいいですよと理解できますが、そうなると最初に確認した守るべきと思っているとの整合性はどの様に説明されますか。

全く説明になっていないと思います。是非、特例を設けた上で条例制定をお願いいたします。

- 3-⑤では、附属機関の人選の公開についてお伺いいたします。委員の選任プロセスを一律に 公開することはなじみにくいものと考えておりますと、6月ご答弁いただきました。こ の委員の内部的に任命している部分が執行機関の御用機関や執行機関の責任を転嫁す る為の隠れ蓑と思われる部分と考えますがどのようにお考えでしょうか。お答え下さ い。
 - ⑤-1 人選の公開ではなく選任のプロセスぐらいは可視化すべきです。その様に内部で 隠すように行うところが不信感を生むように思いますがいかがでしょうか。お答えく ださい。

ここ 1、2 年の内に各機関を精査し条例や規定にそぐわない機関には特例を儲けた上で条例を制定し、また、委員の任命もその決定プロセスの可視化も条例内に明記して頂くことをお願い致します。

以上で、私の全ての質問を終了致します。ご清聴ありがとうございました。